

2024 年度中小企業脱炭素経営支援事業 募集要項

1 目的

パリ協定を契機として、企業は投資家等からパリ協定が求める水準と整合した意欲的な排出削減目標（SBT^{※1}）の設定等が求められており、カーボンニュートラルの実現に向け、経営戦略や事業方針を決定する「脱炭素経営」が進められています。

中小企業の SBT の設定が進めば、中小企業は取引先に脱炭素に積極的な姿勢をアピールできるほか、取引先のサプライチェーン排出量の削減に貢献できることから、取引先との持続可能な関係を構築することが期待されます。

また、中小企業の脱炭素経営を支援することで、本県の排出量の 6 割以上を占める産業・業務部門の排出削減を進めることができます。

そこで、中小企業にアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定や中小企業版 SBT 認定基準に合致した温室効果ガス排出量削減目標の設定等を支援する「2024 年度中小企業脱炭素経営支援事業」を実施することとし、本事業による支援を希望する中小企業を以下のとおり募集します。

※1 SBT (Science Based Targets)

SBT は、パリ協定が求める水準と整合した、5～10 年先を目標年として企業が設定する削減目標。CDP や UNGP（国連グローバル・コンパクト）、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）が共同で運営する国際イニシアチブが、企業の設定した削減目標を検証し、その目標が要求基準を満たしていれば SBT として認定。

SBT 認定には、事業者の直接排出（Scope 1）及び電気等の使用に伴う間接排出（Scope 2）を対象とする「中小企業版」と、それ以外の間接排出（Scope 3）を含めたサプライチェーン全体の排出を対象とする「通常版」がある。

2 募集概要

（1）募集期間

2024 年 6 月 7 日（金）から 7 月 12 日（金）まで

（2）募集対象

脱炭素経営に取り組む意欲があり、中小企業版 SBT の認定取得を目指す、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業

(参考) 中小企業版 SBT の認定対象となる中小企業の要件

<p>【必須】 下記の 5 項目を全て満たすこと</p> <p>① Scope1 とロケーション基準の Scope2 の排出量合計が 10,000t-CO₂e^{※2} 未満</p> <p>② 海運船舶を所有または支配していないこと</p> <p>③ 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと</p> <p>④ 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと</p> <p>⑤ 親会社の事業が、通常版の SBT に該当しないこと</p>	<p>【左記の他、以下 3 つ以上が該当すること】</p> <p>① 従業員数が 250 名未満^{※3}</p> <p>② 売上高が 5,000 万ユーロ未満 (約 84 億円^{※4})</p> <p>③ 総資産が 2,500 万ユーロ未満 (約 42 億円^{※4})</p> <p>④ 森林、土地及び農業 (FLAG) セクターに分類されないこと</p>
---	--

※2 CO₂ 排出量が 10,000t となる場合の年間エネルギー使用量の目安 (詳細は実際の供給元の排出係数により算定が必要)

- ・電気 約 21,800 千 kWh
- ・都市ガス 約 4,360 千 Nm³
- ・LPG 約 3,340t
- ・ガソリン 約 4,370kl
- ・A重油 約 3,630kl

※3 組織が雇用する全ての従業員数。パートタイマーの従業員を含む。

※4 2024 年 4 月末時点の為替レートによる目安

(3) 募集企業数

5 社

(4) 支援内容

本事業では、支援企業に対し、次のア～ウの内容について、愛知県が委託する専門業者が支援を行います。

なお、支援の方法は、アドバイザーの派遣 (1 企業当たり原則 3 回) による個別支援とし、原則、支援企業の事務所等への訪問により実施します (支援企業の意向により WEB 会議での実施も可能)。

また、必要に応じて、メールや電話等によるフォローも実施します。

ア 温室効果ガス排出量の算定支援^{※5}

- ・企業全体の Scope 1、Scope 2 の算定
- ・Scope 3 の 1 カテゴリー以上の算定

※5 必要なデータの収集及び提供は、支援企業での実施となります。また、算定に必要なデータが揃わない場合は、一部算出ができないことがあります。

イ 温室効果ガス排出削減目標の設定支援

アの算定結果を踏まえた、中小企業版SBT認定基準に合致した目標の設定

ウ 削減目標達成に向けた短期計画の策定支援

イで設定した削減目標の達成に向け、3か年程度の短期計画の策定を支援します。

なお、計画の策定にあたっては、削減のための具体的な取組内容を検討する必要があることから、本県や国、市町村が実施する省エネ診断等の支援事業を活用していただくことを推奨しています（国の「省エネ最適化診断」などを受ける際は、自己負担が発生する場合があります）。

(5) 支援期間

支援企業の決定後から2025年3月24日（月）まで

3 応募手続

(1) 応募方法

本募集要項の内容を確認のうえ、応募申請書に必要事項を記入し、「(2) 提出先・問合せ先」へ電子メールにより提出してください。

なお、送信後は必ず以下の提出先に電話し、受信確認をお願いします。

(2) 提出先・問合せ先

愛知県環境局地球温暖化対策課 計画推進グループ

電話：052-954-6242

電子メール：ondanka@pref.aichi.lg.jp

4 採択方法・採択結果

中小企業版 SBT の認定取得見込みや取組の発展性等について審査を行い、支援対象とする中小企業を決定します。なお、必要に応じて、申請書等の内容について確認する場合があります。

採択結果については、各申請者宛てに通知します（7月下旬の予定）。

5 応募条件

以下の（1）～（10）について同意する中小企業とします。

- (1) 県税の滞納又は未申告がないこと。
- (2) 本事業の費用は無料とするが、自らの交通費や電話代等は、自らが負担すること。
- (3) 本事業の支援等を受けて、温室効果ガス排出量の算定、中小企業版 SBT 認定基準に合致した温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた短期計画の策定を行うこと。
- (4) 本事業の成果として、SBT 認定の取得及び削減目標の達成は必須ではないこと。また、SBT 認定の取得を保証するものではないこと。
- (5) 本事業終了後、SBT 認定を取得した場合は、速やかに愛知県に報告すること。
- (6) 本事業において、愛知県及び県が委託する専門業者に提供された企業情報及び個人情報等

については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、愛知県及び県が委託する専門業者が使用することに同意すること。

- (7) 愛知県あるいは県が委託する専門業者から、本事業の協力依頼があった場合は、最大限協力すること。
- (8) 愛知県の Web サイトや広報紙等において、本事業の支援企業として企業名、業種及び本事業により得られた成果等が掲載されることに同意すること。
- (9) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合があること。
- (10) 支援企業及びその役員等は、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止すること。